

# 学校体育施設スポーツ開放事業 新規登録団体の皆さんへ

みよし市内の小・中学校の体育施設を、住民の体力の向上・スポーツの振興をめざして学校教育に支障のない範囲で市内小・中学校の体育館と武道場を有料開放いたします。

学校開放事業を利用するには教育委員会への登録が必要です。下記の事項に注意して申請を行ってください。

## ①対象と登録手続き

学校開放に登録できる団体は、市内在住・在学または在勤者10名以上で構成された団体で、スポーツ活動を目的とし、定期的に施設を利用できる団体です。

※市内在住・在学または在勤者10名以上を満たせば、他に市外の方が活動してもかまいません。

※定期的とは、毎週同じ曜日に年間をとおして利用することです。途中で曜日や学校の変更は原則的に認めません。

※スポーツ活動には、レクリエーションスポーツ、体力づくりなども含みます。

## ②施設の管理

利用登録団体の代表者には、学校施設を正しく安全に施設を利用するように監視・指導する業務も併せて行っていただきます。団体代表者は施設の責任者になります。複数の団体が同時に同じ施設を利用する場合もそれぞれの団体の代表者が施設の責任者となります。

## ③利用登録申請書の提出

別紙申請書に記入のうえ、三好公園総合体育館内スポーツ課へ提出して下さい。

## ④利用希望学校・利用希望曜日について

利用学校・曜日の決定は、希望日が他団体と重複している場合のみ抽選により決定いたします。抽選会は、平成30年2月24日（土）午後7時から行いますので、該当団体の代表者は必ずご出席ください。

そのほかの団体については、申請期間終了後、速やかに決定通知書を送付いたします。

申請期間終了後の登録については、空いている施設・曜日を事前にご確認のうえ、申請をお願いします。

体育協会加盟団体・総合型地位スポーツクラブの利用を優先します。

なお、三好中学校は住宅側の窓を閉めて利用していただきます。

## ⑤申請期間

申請書の提出期間は平成30年2月17日（土）までです。期限に遅れた場合は、抽選会後にあいている場所のご案内になります。